

## 相模原市南区シンボルマークの使用に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民、法人その他団体等が、相模原市南区シンボルマーク（以下「マーク」という。）を使用する場合の事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、マークとは、別図のとおりとする。

(使用承認の申請等)

第3条 マークを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、相模原市南区シンボルマーク使用申請書(第1号様式)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の申請を承認し、または不承認とするときは、相模原市南区シンボルマーク使用承認(不承認)通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。この場合において、区長は、使用の承認にあたり必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第4条 区長は、申請内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、マークの使用を承認しないものとする。

- (1) 特定の政治活動、宗教活動及び営利活動に利用しようとする場合
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (3) 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれのある場合
- (4) 自己のシンボルマーク、商標又は意匠として使用する場合
- (5) 市若しくは区の品位を傷つけ、又はマーク制定の趣旨の妨げとなるおそれのある場合
- (6) 定められた使用方法によってマークが使用されないおそれのある場合
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、区長がマークの使用を不相当と認める場合

(マークの使用)

第5条 第3条の規定によりマークの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、マークを使用するにあたり、別に定めるデザインガイドを遵守しなければならない。

2 マークの使用は無償とする。

(権利設定の禁止)

第6条 使用者は、マークを使用した著作物について、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 使用者は、マークの使用承認を受けたことによって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(使用承認の取り消し)

第8条 区長は、使用者が第4条各号のいずれかに該当すると認めるとき又は使用者が前条並びに第6条に規定する事項に違反すると認めるときは、使用の承認を取り消すことができる。

2 前項の規定による承認の取り消しにより、使用者等が損害を受けた場合において、区はその賠償の責めを負わない。

(使用の報告)

第9条 使用者は、マークの使用後若しくは使用開始後14日以内に相模原市南区シンボルマーク使用報告書(第3号様式)を区長に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、マークの使用に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

別図

